

改 正 案	現 行
<p>7 <u>第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。</u></p>	
<p>8 <u>前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。</u></p>	
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第五十八条 (略)</p>	<p>第五十八条 (略)</p>
<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p>
<p><b>第三節 設備に関する基準</b></p>	<p><b>第三節 設備に関する基準</b></p>
<p>(設備に関する基準)</p>	<p>(設備に関する基準)</p>
<p>第五十九条 指定痴呆対応型共同生活介護事業所は、<u>共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。</u></p>	<p>第五十九条 指定痴呆対応型共同生活介護事業所は、<u>一又は複数の共同生活住居を有しなければならない。</u></p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p><b>第四節 運営に関する基準</b></p>	<p><b>第四節 運営に関する基準</b></p>
<p>(サービスの提供の記録)</p>	<p>(入退居の記録)</p>
<p>第六十一条 (略)</p>	<p>第六十一条 (略)</p>
<p>2 <u>指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</u></p>	
<p>(指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針)</p>	<p>(指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針)</p>
<p>第六十三条 指定痴呆対応型共同生活介護は、利用者の痴呆の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、<u>妥当適切に行われなければならない。</u></p>	<p>第六十三条 指定痴呆対応型共同生活介護は、利用者の痴呆の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、<u>妥当適切に行われなければならない。</u></p>
<p>2 <u>指定痴呆対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。</u></p>	<p>2 指定痴呆対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 共同生活住居における介護従業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>4 共同生活住居における介護従業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>

改正案	現行
<p>い。</p> <p>5 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>6 <u>指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>7 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(痴呆対応型共同生活介護計画の作成)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>2 <u>痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</u></p> <p>3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した痴呆対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、<u>痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 計画作成担当者は、<u>痴呆対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該痴呆対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 計画作成担当者は、<u>痴呆対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が痴呆対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、痴</u></p>	<p>5 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</u></p> <p>6 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(痴呆対応型共同生活介護計画の作成)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した痴呆対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>3 計画作成担当者は、<u>それぞれの利用者に応じた痴呆対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。</u></p> <p>4 <u>痴呆対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めなければならない。</u></p> <p>5 計画作成担当者は、<u>痴呆対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が痴呆対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、痴</u></p>

改 正 案	現 行
<p>呆対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて痴呆対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する痴呆対応型共同生活介護計画の変更について準用する。</p> <p>(介護等)</p> <p>第百六十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第百七十二条の三 指定痴呆対応型共同生活事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を</u>行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>提供した指定痴呆対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百七十二条の四 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、<u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定痴呆対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 痴呆対応型共同生活介護計画</p> <p>二 第百六十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百六十三条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項</p>	<p>呆対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて痴呆対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する痴呆対応型共同生活介護計画の変更について準用する。</p> <p>(介護等)</p> <p>第百六十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第七十三条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、<u>第三十六条から第三十八条まで</u>、第五十一条、第五十二条、<u>第百三条及び第百四条</u>の規定は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「<u>第百六十八条</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第七十三条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、<u>第三十六条から第三十九条まで</u>、第五十一条、第五十二条、<u>第百三条、第百四条及び第百三十九条</u>の規定は、指定痴呆対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「<u>第百六十八条</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>

## 第十二章 特定施設入所者生活介護

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

### 第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第八十一条 (略)

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針)

第八十三条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

## 第十二章 特定施設入所者生活介護

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする

### 第四節 運営に関する基準

(サービス提供の記録)

第八十一条 (略)

改 正 案	現 案 行
<p>身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定特定施設入所者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(特定施設サービス計画の作成)</p> <p>第百八十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</u></p>	<p>(特定施設サービス計画の作成)</p> <p>第百八十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>6 <u>第二項から第四項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針)</p> <p>第百八十四条 <u>指定特定施設入所者生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定特定施設入所者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(介護)</p> <p>第百八十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百九十一条の三 指定特定施設入所者生活事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百八十三条第五項に規定する身体的拘</p>	<p>求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>5 指定特定施設入所者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第百八十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第九十条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>八 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十四条第三号に規定する書類</p> <p>（準用）</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百三十二条及び第百七十二条の三の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百三十二条及び第百三十九条の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>



## 第十三章 福祉用具貸与

## 第十三章 福祉用具貸与

## 第四節 運営に関する基準

## 第四節 運営に関する基準

(衛生管理等)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 (略)

(記録の整備)

第二百四条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第二百三条第四項に規定する結果等の記録

三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(準用)

第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適

(衛生管理等)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(準用)

第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十二条並びに第百一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適

改 正 案	現 行
<p>切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>	<p>切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>
<p><b>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</b></p>	<p><b>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</b></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p><b>第二百六条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、<u>第三十六条</u> (第五項及び第六項を除く。)、<u>第三十七条</u>、<u>第三十八条</u>、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十三条から第百九十六条まで並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項により準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替</p>	<p><b>第二百六条</b> 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、<u>第三十六条</u>第一項及び第二項、<u>第三十七条</u>から<u>第三十九条</u>まで、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十三条から第百九十六条まで並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項により準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替</p>

改 正 案	現 行
<p>と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、  <u>第二百一十一条第一項の規定を指定短期入所生活介護事業所であって小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所若しくは一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所でないもの又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分以外の部分に適用する場合においては、同項第三号中</u>  「三」とあるのは、「四・一」とする。</p>	<p>えるものとする。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、  第二百一十一条第一項第三号中「三」とあるのは、「四・一」とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

**第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百五十七条に第七項及び第八項を追加する改正及び第百七十五条第六項の改正については、平成十六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。第九章第五節又は第六節（第百四十条の四第五項第一号ロ(2)を除く。）の規定を満たすものについて、新基準第百四十条の四第五項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

**第三条** この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所生活介護事業所であって小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であって、新基準第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

3 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であって、新基準第九章第二節及び第六節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。

**第四条** 平成十八年三月三十一日までの間は、この省令の施行の際現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所（当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、この省令の施行の際現に併設されている他の共同生活住居又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等の職務に従事しているものに限る。）の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者について、新基準第百五十七条第四項の規定を適用する場合には、同項中「共同生活住居」とあるのは「共同生活住居又は第百七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等」とする。

**第五条** 新基準第百五十七条第六項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において計画作成担当者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。

**第六条** 新基準第百五十七条第七項及び第八項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることができる。

**第七条** 新基準第百五十八条第二項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。

**第八条** 指定痴呆対応型共同生活介護事業所のうち、この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているもの（この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）は、当分の間、新基準第百五十九条第一項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

---

**第九条** 平成十八年三月三十一日までの間は、新基準第七十五条第六項中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者」とする。